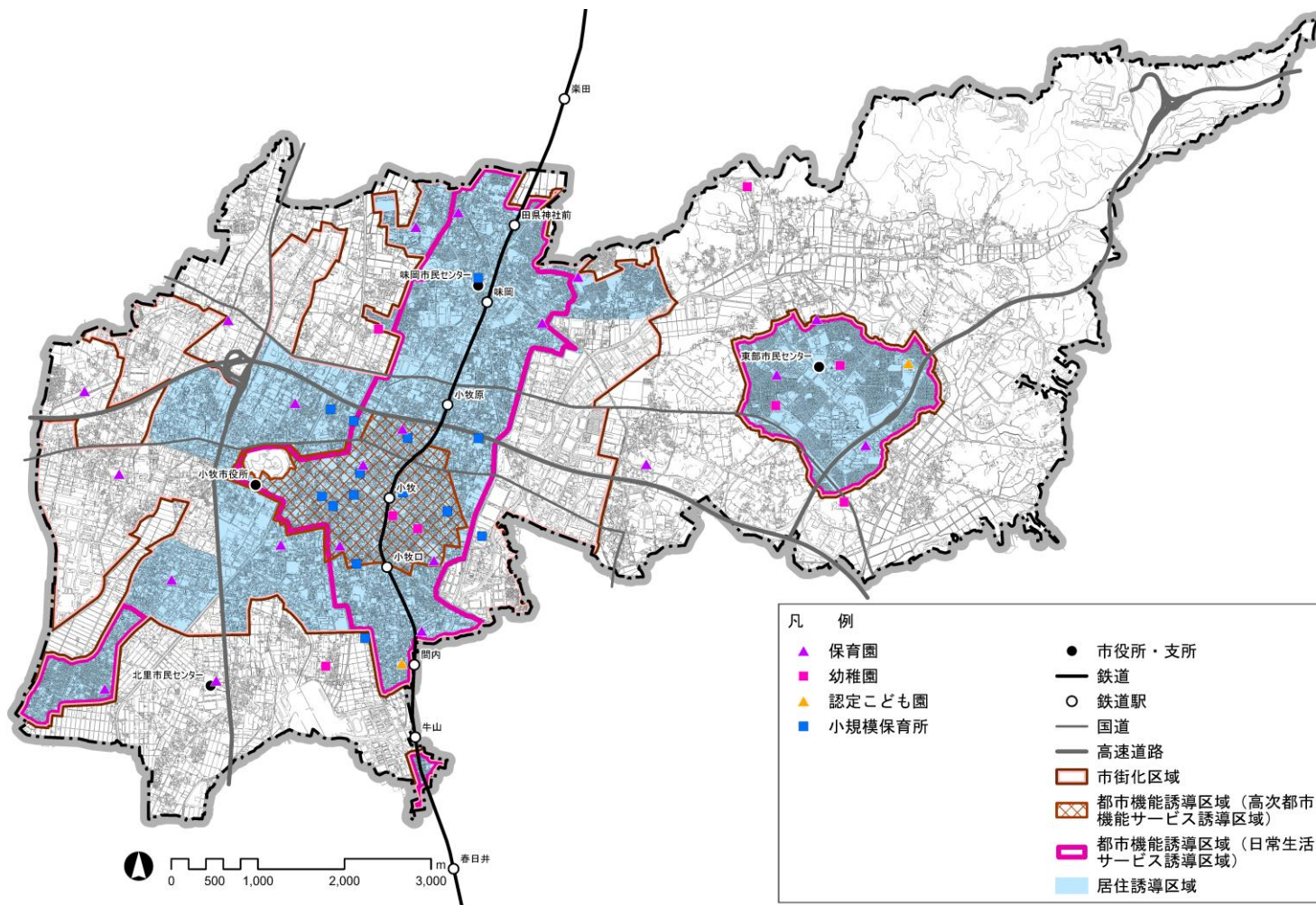


## 立地適正化計画における都市機能誘導施設（保育園、幼稚園等）の位置付けについて

### ●小牧市における保育園、幼稚園等の状況

- ・本市には、保育園 21 施設、認定こども園 2 施設、小規模保育事業 17 施設、幼稚園 9 施設が立地しています。
- ・本市における保育園、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園は、居住誘導区域全域に分布しており、49 施設のうち、38 施設が居住誘導区域内に立地しています。
- ・都市計画マスタープランの地域拠点や鉄道沿線の都市機能誘導区域（日常生活サービス誘導区域）においては、保育園は 11 施設、認定こども園 2 施設、小規模保育事業所 13 施設、幼稚園は 5 施設が立地しており、半数以上が都市機能誘導区域内に立地しています。

図 保育園、幼稚園等の立地状況



(出典：市資料)

NO	名称	種別	高次都市サービス誘導区域	日常生活サービス誘導区域	居住誘導区域
1	第二保育園	保育園	●	●	●
2	三ツ渚保育園	保育園			
3	陶保育園	保育園			
4	大山保育園	保育園	●	●	●
5	北里保育園	保育園			
6	岩崎保育園	保育園			●
7	小木保育園	保育園			●
8	三ツ渚北保育園	保育園			
9	さくら保育園	保育園	●	●	●
10	山北保育園	保育園			●
11	本庄保育園	保育園			●
12	藤島保育園	保育園		●	●
13	古雅保育園	保育園		●	●
14	大城保育園	保育園		●	●
15	村中保育園	保育園			
16	味岡保育園	保育園		●	●
17	レイモンド小牧保育園	保育園	●	●	●
18	みなみ保育園	保育園		●	●
19	篠岡保育園	保育園		●	●
20	じょうぶし保育園	保育園			●
21	一色保育園	保育園		●	●
22	旭ヶ丘第二こども園	認定こども園		●	●
23	とやまこども園	認定こども園		●	●
24	小牧市立小規模保育園こすも	小規模保育事業所	●	●	●
25	こぐま・たんぼぼ保育所	小規模保育事業所		●	●
26	すくすく nursery 中央	小規模保育事業所	●	●	●
27	キラッと KIDS サポート託児ルーム	小規模保育事業所	●	●	●
28	あすかキッズステーション	小規模保育事業所			
29	小牧ステーションわかば	小規模保育事業所	●	●	●
30	保育園きつずどるちえ小牧新町園	小規模保育事業所			●
31	あすかちるどれん	小規模保育事業所			
32	すくすく nursery 味岡	小規模保育事業所		●	●
33	味岡キッズ保育園	小規模保育事業所		●	●
34	すくすく nursery 小牧	小規模保育事業所	●	●	●
35	イオン小牧キッズ保育園	小規模保育事業所			
36	保育園きつずどるちえ小牧さくら園	小規模保育事業所	●	●	●
37	スクルドエンジェル保育室こまき園	小規模保育事業所	●	●	●
38	すくすく nursery 小牧 kids	小規模保育事業所	●	●	●
39	保育園きつずどるちえ小牧園	小規模保育事業所	●	●	●
40	つぼみ小規模保育園	小規模保育事業所		●	●
41	第一幼稚園	幼稚園	●	●	●
42	美鳥幼稚園	幼稚園		●	●
43	市之久田幼稚園	幼稚園			
44	名北ゼンヌ幼稚園	幼稚園			
45	小牧幼稚園	幼稚園	●	●	●
46	美鳥第二幼稚園	幼稚園			●
47	太陽幼稚園	幼稚園			
48	あおぞら幼稚園	幼稚園		●	●
49	桃花台ひまわり幼稚園	幼稚園		●	●
合計			15 施設	31 施設	38 施設



●小牧市立地適正化計画における誘導施設について

【高次都市機能サービス誘導区域】

- ・高次都市機能サービス誘導区域において定めた誘導施設は以下のとおりです。
- ・子育て支援機能として、小牧市子ども・子育て支援事業計画に位置づけられる総合的な子育て支援施設を誘導施設に定めていますが、保育園、幼稚園等については明記していません。

図 誘導施設（高次都市機能サービス誘導区域）

●誘導施設(既に立地する施設のうち、集客力が高く、幅広い利用者層が見込まれ、将来の機能更新等に備え維持の必要性が高い施設)

- ・医療機能：小牧市民病院  
(医療法第1条の5第1項に定める病院のうち、医療法第4条の1に定める地域医療支援病院)  
(小牧市病院事業の設置等に関する条例に定める市民病院)
- ・文化機能：小牧市市民会館（ホール）  
(小牧市市民会館の設置及び管理に関する条例に定める市民会館)  
小牧市立図書館  
(図書館法第2条第1項に定める図書館)
- ・行政機能：小牧市役所  
(地方自治法第244条に定める公の施設)
- ・子育て支援機能：(仮称) 子ども・子育て包括支援センター  
(小牧市子ども・子育て支援事業計画に位置づけられる総合的な子育て支援施設)

なお、機能更新時において、都市機能誘導区域内での移転が考えられる場合は、可能な限り小牧駅徒歩圏（半径500m圏）に集約することが望ましい。

【日常生活サービス誘導区域】

- ・日常生活サービス誘導区域において定めた誘導施設は以下のとおりです。
- ・子育て支援機能については、日常生活サービス誘導区域における誘導施設として設定されていません。

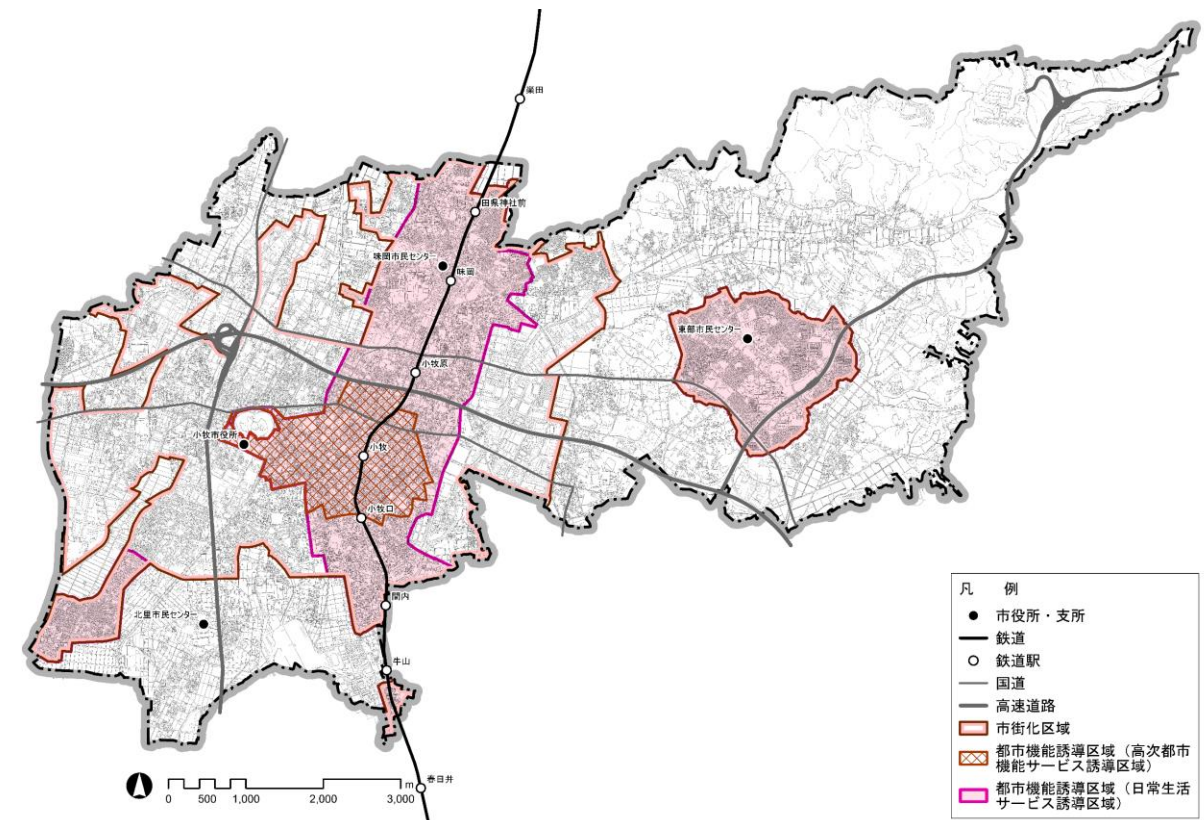
図 誘導施設（日常生活サービス誘導区域）

●誘導施設(新たに誘導を図るべき施設)

- ・医療機能：医療法第1条の5第1項に定める病院のうち、内科、外科、小児科を診療科目とする病院
- ・商業機能：平成26年商業統計調査の業態分類における総合スーパー及び食料品スーパーで、店舗面積1,000㎡以上1万㎡未満程度の店舗
- ・金融機能：銀行法第2条第1項に定める銀行  
信用金庫法第4条、労働金庫法第6条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金庫等  
日本郵便株式会社法第2条第4項に定める郵便局

図 都市機能誘導区域

(高次都市機能サービス誘導区域・日常生活サービス誘導区域)



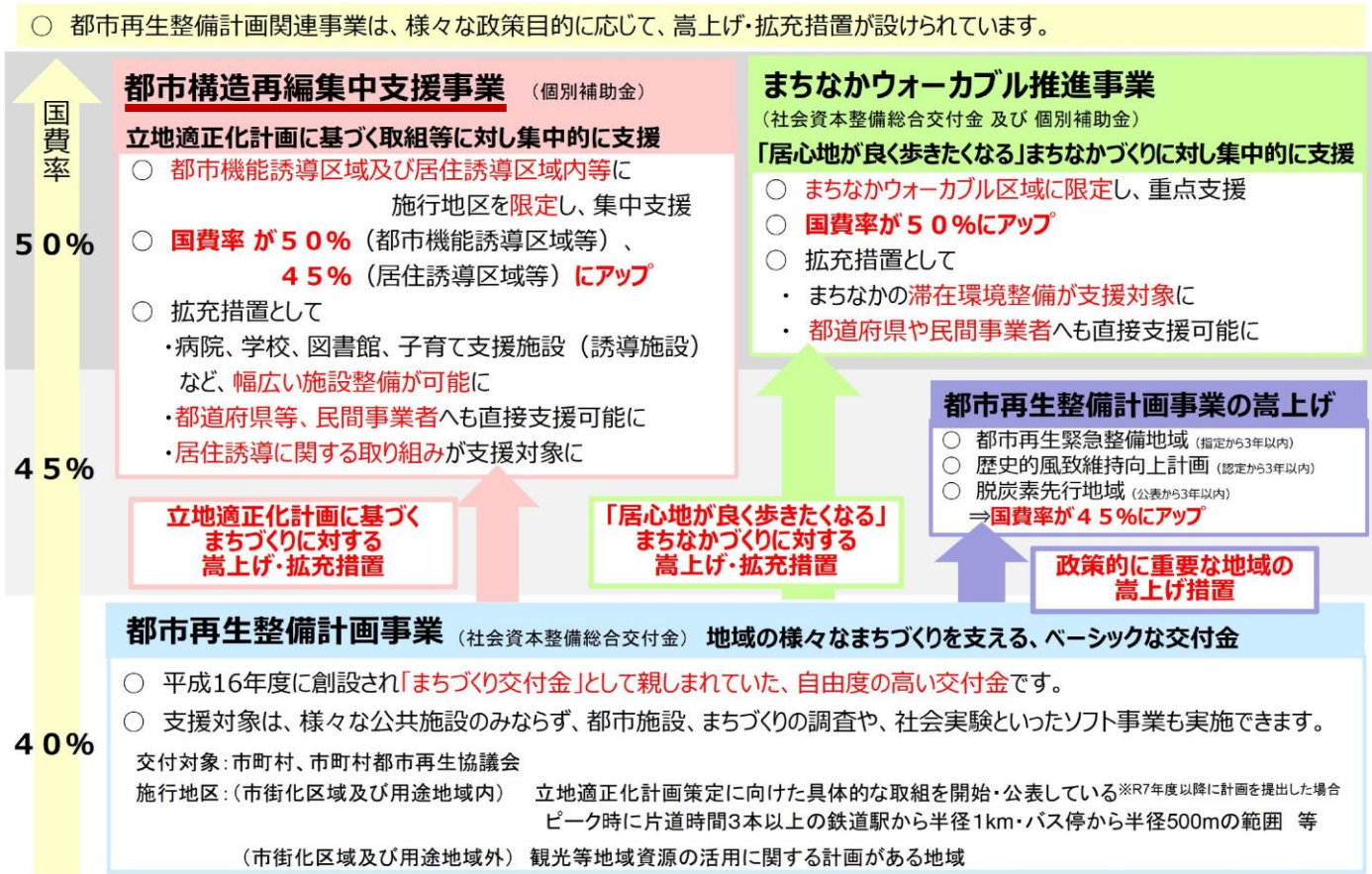


● 保育園、幼稚園等を立地適正化計画へ位置付けるメリット・デメリット

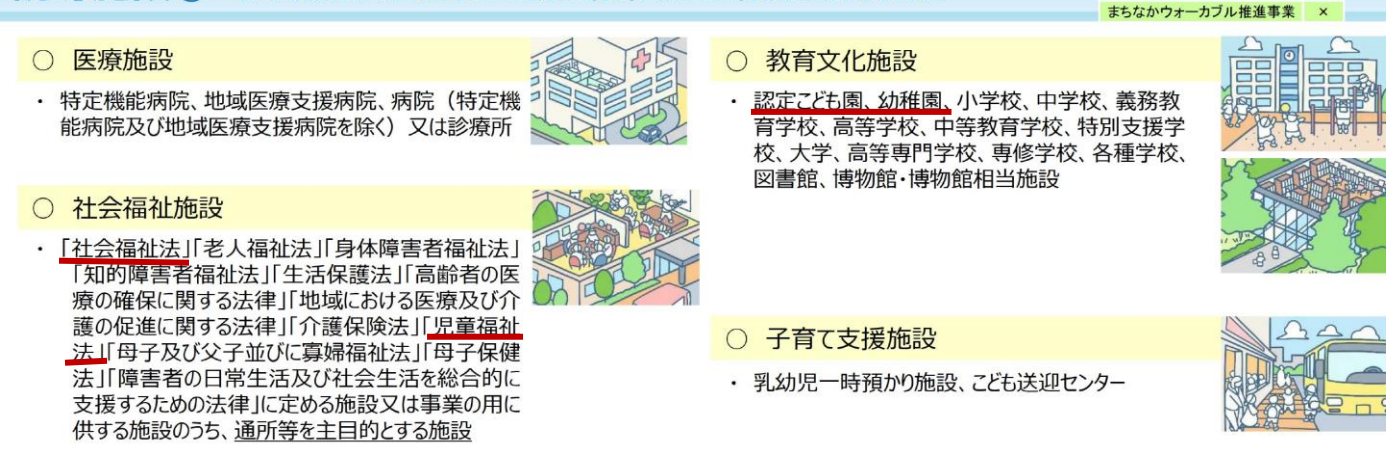
○ メリット

- ・ 保育園、幼稚園等を誘導施設に設定する場合、都市構造再編集中支援事業による整備が可能となり、整備に要する費用に対して、国から補助を受けることができます。

図 都市構造再編集中支援事業等に係る補助



誘導施設① 都市機能誘導区域内の立地適正化計画に位置付けられた誘導施設

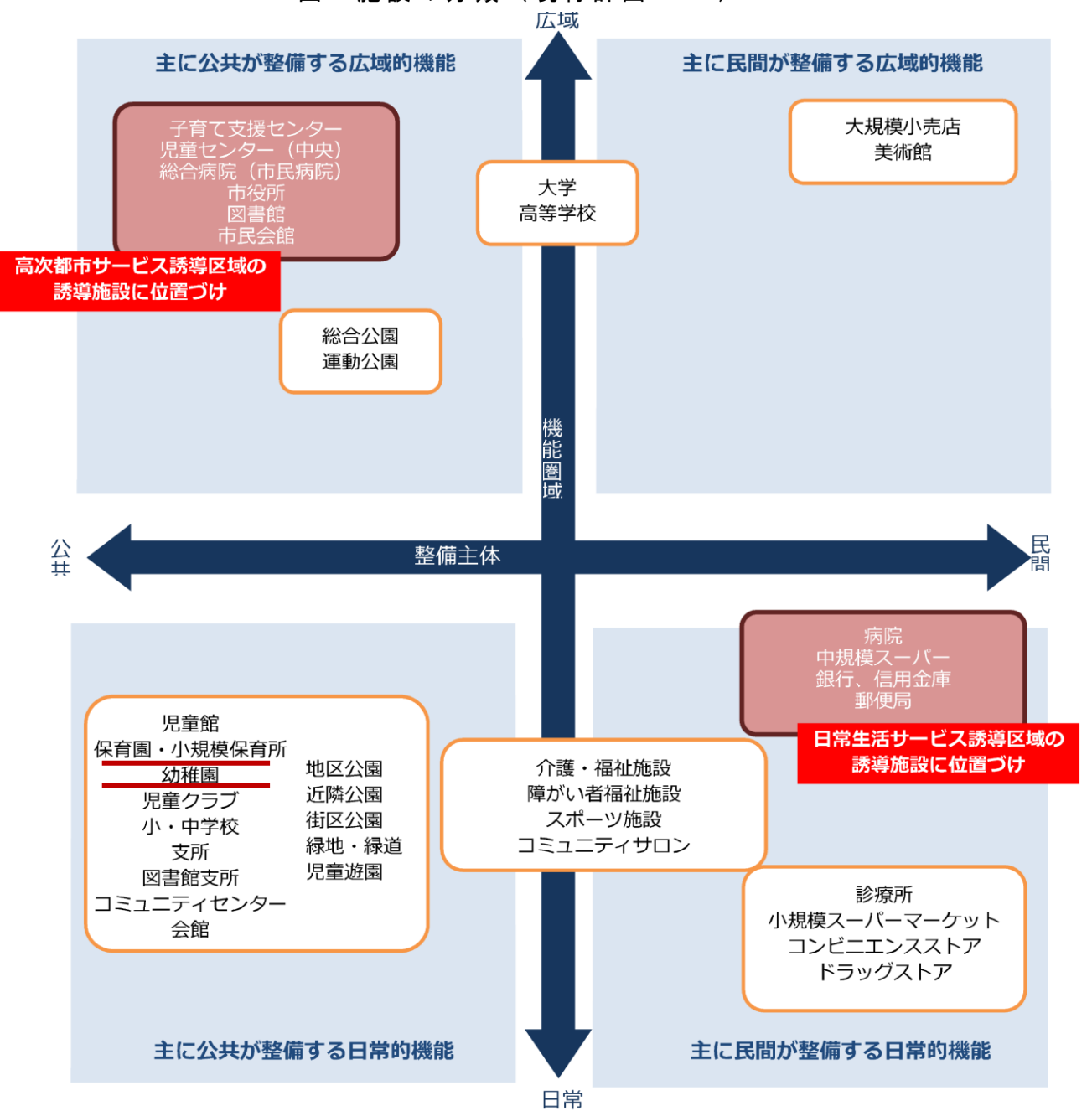


(出典: 国資料)

○ デメリット (課題)

- ・ 保育園、幼稚園等は、都市機能誘導区域のみならず市内全域に立地することで、身近に子育て支援施設を確保することが必要ですが、保育園、幼稚園等を誘導施設に定めた場合、都市機能誘導区域外から区域内への立地を誘導することになります。
- ・ 現行計画において、高次都市サービス誘導区域では公共が主体で整備する誘導施設、日常生活サービス誘導区域では民間が主体で整備する誘導施設を定めることとしています。保育園、幼稚園等は公共・民間どちらも整備する可能性があり、誘導施設の位置づけの検討が必要です。

図 施設の分類 (現行計画 P223)





● 保育園、幼稚園等を誘導施設に定めている他都市の事例

市町村	特徴
豊明市 【タイプ1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て機能である保育園・こども園は、現状、ほぼ市街化区域をカバーするように立地</li> <li>拠点での子育て世代の移住・定住を目指す豊明市にとっては、拠点での保育園・こども園のさらなる充実が必要であることから誘導施設に設定</li> <li>豊明市は、「保育園・こども園」という分類で現況から整理している</li> </ul>
蒲郡市 【タイプ1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園、幼稚園、児童館等の通所で利用する子育て支援施設は、子育て環境の充実を図る重要な施設としている</li> <li>公共施設の再編と連携して再編の取り組みを後押しするため、保育園、幼稚園、児童館等を誘導施設に設定している</li> </ul>
境町 【タイプ1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状は、保育園・認定こども園・幼稚園・児童館等の子育て支援施設は、市街化区域のみならず町全域に分布している</li> <li>子育て世代をターゲットとした転入促進、居住誘導を図っていくことから、保育園・認定こども園については、拠点に必要な施設として位置づけている</li> </ul>
薩摩川内市 【タイプ1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートにより、保育園・幼稚園等が若い世代・子育て世代のニーズが高い機能として整理</li> <li>広域的な利用のある高次的な都市機能、身近な生活にかかわる生活サービス機能、その他の施設に分類し、各拠点へ誘導すべき機能を検討</li> <li>市内に広く分布するが、市民ニーズに対応した子育て環境の維持・充実を図るため、誘導施設に位置づけ</li> </ul>
館林市 【タイプ2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を「拠点配置型施設」、「分散立地型施設」に分類</li> <li>幼稚園、保育園、認定こども園は「拠点配置型施設」に分類</li> <li>今後は幼稚園・保育園など個々の施設よりも幼保一体型の施設の整備を優先することから、認定こども園のみを誘導施設に設定</li> </ul>
竹原市 【タイプ2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘導施設の設定にあたり、視点1都市機能の立地状況と視点2既存プロジェクトや分野別の計画による施設の位置づけを踏まえることとしている</li> <li>視点2について、認定こども園の項目を設けて、「竹原市幼児教育・保育のあり方について」が報告され、この中で統廃合・再配置が計画されている施設を誘導施設に位置づけることが記載されている</li> </ul>
かすみがうら市 【タイプ2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>かすみがうら市では子育て世代の定住促進のため、子育て機能に分類される施設全般を誘導施設に設定している</li> <li>ただし、公立保育所は市全域でのサービスに対応するため設定していない</li> <li>また、幼稚園については認定こども園への移行を推進するため、設定していない</li> </ul>
亀山市 【タイプ3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘導施設を【誘導】【更新】【維持】の3タイプに分類している</li> <li>更新、維持を図る施設として、こども園が誘導施設に設定され、既に立地している施設に対して誘導施設の位置づけを付与している</li> </ul>
タイプ1	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所、幼稚園、認定こども園は市全域に分布することが必要であるものの、子育て世代の流出抑制や拠点への定住促進を目的として、認定こども園、保育園、幼稚園を誘導施設に設定</li> </ul>
タイプ2	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所、幼稚園、認定こども園を都市機能誘導区域に誘導すべき施設として位置づけるものの、市町村の方針として統廃合・再配置の計画との整合や幼保一体型施設の整備優先の方針と整合するため、認定こども園のみを設定</li> </ul>
タイプ3	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に都市機能誘導区域内に立地している認定こども園を維持または更新することを目的に誘導施設に設定</li> </ul>

● 保育園、幼稚園等の位置づけの方向性

- 本市においては、名鉄小牧線各駅周辺や地域拠点周辺へのまちなか居住を促進することとしており、子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる保育園、幼稚園等を都市機能誘導区域の誘導施設に設定することは、まちなか居住を促進する上で効果が期待されます。
- 他都市の事例（タイプ1）を参考に、保育園、幼稚園等は、市全域に分布することが必要であるとしながら、名鉄小牧線各駅周辺や地域拠点周辺への居住の促進及び公共施設の再編を後押しするため、保育園、幼稚園等を誘導施設に設定することを検討します。
- 日常生活サービス誘導区域で設定する誘導施設は、民間主体で整備する施設と現行計画で設定しているものの、上記考え方を追記するなど、公共が整備主体であっても誘導施設となるよう計画の一部修正を検討します。

図 都市機能誘導区域（日常生活サービス誘導区域）

